

# 建設廃棄物処理委託契約書

令和 年 月 日

甲、乙、丙を記入し、下記契約区分のいずれか一つの該当するものを○で囲み、甲と乙、甲と丙若しくは甲、乙及び丙の契約当事者のみ押印する。

※印紙税額は参照

<b>契約区分</b> (収集運搬用・ <b>処分用</b> ・収集運搬及び処分用)		<b>処分用</b>
事業者 (甲)	住所	印
	名称	
	代表者 (以下甲という)	
収集運搬会社 (乙)	住所	
	名称	
	代表者 (以下乙という)	
	許可番号 (発生場所) (処分場所) (都道府県・政令市) (都道府県・政令市)	
	許可品目 がれき類、ガラス及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、汚泥、その他( )	
許可車両 台		
処分会社 (丙)	住所 兵庫県 南あわじ市松帆塩浜127	
	名称 全淡建設株式会社	
	代表者 代表取締役 平川 智己 (以下丙という)	
	許可番号 (兵庫県) 第2829022543号	
許可区分 中間処理		
許可品目 がれき類、ガラスくず及び陶磁器くず		

甲と乙、甲と丙、若しくは甲と乙と丙は、下記「委託業務の内容」に記載された産業廃棄物(以下「廃棄物」という。)の収集運搬又は処分(以下併せて「処理」という。)を廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)に従い適正に行う為、以下のとおり建設廃棄物処理委託契約約款(以下「本約款」という。)を締結する。

- (委託内容)
- 第1条 1. 甲は、「委託業務の内容」に基づき、廃棄物の収集運搬を乙に、その処分を丙にそれぞれ委託する。  
2. 乙は建設廃棄物処理委託契約約款(以下「約款」という)の定め並びに法に従い、廃棄物を「委託業務の内容」に示す丙の示す丙の施設まで許可された車両で適正に運搬する。  
3. 丙は約款の定め並びに法に従い、廃棄物を「委託業務の内容」に示す方法により許可された施設にて適正に処分する。  
4. 甲、乙及び丙は、業務の遂行にあたっては関係法令を遵守する。

- (処分料金)
- 第2条 1. 乙又は丙は、委託内容の終了した部分について、当該部分に対する処分料金を「委託業務の内容」に示す契約単価に基づき、甲に請求することができる。  
2. 甲は、委託内容の終了した部分について、処分料金を丙に所定の手続きに従って請求のあった日から1ヶ月以内に支払う。但し処分料金は**現金払い**とする。  
3. 処分に関する契約単価の額が経済情勢の変化により不相当になった場合は、甲と丙双方の協議によりこれを変更することができる。

「委託業務の内容」

- 工事名 \_\_\_\_\_ 現場代理人 \_\_\_\_\_
- 排出場所 \_\_\_\_\_
- 委託期間 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日から \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日まで
- 積替・保管の有無(有○無○) (積替・保管の場所) \_\_\_\_\_  
積替・保管施設に搬入する廃棄物の種類 \_\_\_\_\_ 積替えのための保管上限(高さ) \_\_\_\_\_ m \_\_\_\_\_ m<sup>3</sup>
- 廃棄物の種類・数量・契約単価及び処分会社(丙)の許可内容

廃棄物の種類	処分契約単価(税別)	予定数量	処分会社の許可内容		
			処分方法	処理能力	所在地
がれき類	コンクリート塊(無筋)	2,500 円/t	t	破 碎	南あわじ市 伊加利 1907-6番地
	コンクリート塊(有筋)	3,000 円/t	t		
	コンクリート塊(二次製品)	3,700 円/t	t		
	アスファルト塊	2,500 円/t	t		
	その他( )	円/t	t		

予定合計数量 \_\_\_\_\_ t 処分予定金額 \_\_\_\_\_ 円

性状及び荷姿等 形状：固形状(※形状変わりは受託出来ない) 荷姿：バラ

\*ただし、大きさが50cm以上は、小割料として1,000円/ t 割増料金(税別)となります。

丙での再生品目 【 丙 での 中 間 処 理 後 の 最 終 処 分 (再 生 を 含 む) 場 所 (予 定) 】				
処分先No. (許可番号等)	再生施設名称	再生施設所在地	処分方法	処理能力
02829022543	丙の施設		「委託業務の内容」記載のとおり	
再生品目	再生砕石			
売却先等	島内建設業者他			

## 建設廃棄物処理委託契約約款

- (許可証の提出等)
- 第1条 乙又は丙は、本契約に関する許可の内容を証するものとして「収集運搬又は、処分業務に関する許可証の写し」を甲に提出しなければならない。尚許可事項に変更があった場合は、速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の書類を甲に提出する。
- (情報の提供)
- 第2条 1. 甲は、廃棄物の適正処理を図る為、廃棄物についての必要な情報を「委託業務の内容」の必要な情報の欄に記入し、乙及び丙に通知しなければならない。  
2. 丙は、甲から委託された廃棄物を処理するにあたり中間処理後の最終処分先については必要な情報を「丙での中間処理後の最終処分(再生を含む)場所(予定)」に記入し、甲に通知しなければならない。
- (再委託の禁止)
- 第3条 乙又は丙は、甲から委託された廃棄物の処理を他人に委託してはならない。但し、あらかじめ甲の書類による承諾を得て法の定める再委託の基準に従う場合はこの限りではない。
- (委託業務の管理)
- 第4条 1. 甲、乙及び丙は建設廃棄物マニフェストを用いて業務を管理する。  
2. 甲、乙、丙はそれぞれのマニフェストを5年間保存する。  
3. 丙は、本契約による廃棄物の処分が終了したときは、遅滞なく業務終了報告書を甲に提出しなければならない。ただし、伝票・請求一覧等の月次集計表などによって、業務終了報告書に替えることができる。
- (内容の変更)
- 第5条 1. 甲、乙又は丙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価または委託期間及び、予定数量の大幅な変更が生ずるときは、甲と丙で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。  
2. 丙は、中間処理後の最終処分先の場所に変更が生じた場合は、すみやかに甲に報告し変更契約を締結する。
- (業務の調査)
- 第6条 1. 甲は、甲が排出する廃棄物の処理が適正に行われるよう乙又は丙に対して必要な指示ができるものとし、乙又は丙はこれに従うものとする。
- (権利義務の譲渡等)
- 第7条 乙又は丙は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に損害に譲渡し又は継承させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。
- (損害賠償)
- 第8条 乙又は丙が、業務の遂行に際し、第三者に損害を及ぼした場合は、乙又は丙はその損害を賠償する。但し、その損害が甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲がこれを負担するものとする。
- (機密保持)
- 第9条 1. 甲、乙又は丙は、本契約に関連して業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏洩したはならない。
- (契約の解除)
- 第10条 1. 甲、乙又は丙は、本契約の当事者が契約の条項のいずれか又は法令の規定に違反するときは、本契約を解除することができる。  
2. 前項の規定により本契約を解除する場合において、本契約に基づき、甲から引渡しを受けた廃棄物の処理を乙が終了しないときは、甲及び丙は、当該廃棄物を甲、丙の責任で処理した後でなければ本契約が解除できない。  
3. 前項の規定により本契約を解除する場合において、本契約に基づき、甲から引渡しを受けた廃棄物の処理を丙が終了しないときは、甲及び丙は、当該廃棄物を甲、丙の責任で処理した後でなければ本契約が解除できない。  
4. 甲は、乙又は丙が反社会的勢力(暴力団等)である場合又は密接な関係がある場合には、催告することなく本契約を解除することができる。
- (協 議)
- 第11条 本契約に定めのない事項又は本契約の各条項に関する疑議が生じたときは、必要に応じて甲、乙又は丙が誠意をもって協議の上これを決定するものとする。

本契約の成立を証するために、甲、乙又は丙は各々記名押印の上一部作成し、本書を甲が保管し、乙又は、丙は写しを保管する。

協議事項				
1. 甲は、本契約内容に変更(数量増加・委託期間延期)がある場合は、速やかに「変更委託契約書」を作成し、丙に提出するものとする。 2. 建設廃棄物処理委託契約に係る全ての関係者は、過積載廃絶に努めるものとする。 3. 甲は、アスベスト及びダイオキシン(火災現場等)発現場のがれき類ではないことを丙に保証する。				

〈 収集運搬会社一覧表 (複数の収集運搬会社が同一の処分会社に搬入する処分契約の場合に記入) 〉

会社名	住 所	許 可 番 号		許 可 内 容	
		発 生 場 所	処 分 場 所	品 目 (種 類)	車 両 台 数

収入印紙 ( 2号文書・処分用)			
・1万円未満	非課税	・1,000万円以下	5,000円
・200万円以下	200円	・5,000万円以下	10,000円
・300万円以下	500円	・1億円以下	30,000円
・500万円以下	1,000円		